

《第68回人権週間》 特設なんでも相談所を開設します

北見人権擁護委員協議会・釧路地方法務局北見支局では、第68回人権週間（12月4日から10日まで）にちなんで『特設なんでも相談所』を開催します。人権に関する問題でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。津別町での開催日は、以下のとおりです。

日時 12月6日(火)
午後1時から4時まで
会場 林業研修会館(役場裏)1階図書室
相談員 人権擁護委員
(修田建恵、鷹背とし子、布瀬勝明)
相談内容 学校・職場でのいじめ、パワハラ、配偶者や家族からの暴力及びインターネットによる嫌がらせなどの人権問題から、離婚や成年後見など、さまざまな悩みごと、困りごとについて。
※相談は無料で、秘密は固く守られます。
問い合わせ先
釧路地方法務局北見支局
☎0157-23-6166

通年雇用促進支援セミナー

(通年雇用促進支援事業・厚生労働省委託事業)
～参加無料～
開催日時 11月18日(金)
午後6時～8時(午後5時30分～受付)
開催場所
美幌グランドホテル(美幌町栄町2丁目)
エメラルドホール
《1部》
テーマ:季節労働者の実態と若年労働者の人材育成
講師:有田 倫之 氏
(社会保険労務士・行政書士)
《2部》
テーマ:通年雇用化を実現した背景と今後の課題を実際の現場視点から
講師:岡村 廉明 氏 (岡村塗装代表)
問い合わせ先
美幌・津別地域季節労働者通年雇用促進支援協議会 ☎77-6188
申し込み先(セミナー運営事務局)
(株)北方広放社 ☎0157-24-5000

平成29年度 津別町職員(水道等技術職員) 募集について

募集人員 1名
採用予定年月日 平成29年4月1日
応募資格 30歳未満の方で、学校教育法による4年制大学で土木工学、衛生工学又はこれらに相当する専門課程を修めて卒業した方又は平成29年3月末までに卒業見込みの方
※ただし、日本国籍を有しない方又は地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する方は受験できません。
試験方法 作文筆記、個人面接
試験日時、場所等
・期 日 平成28年12月2日(金) 午前9時～
・場 所 津別町役場林業研修会館(役場庁舎裏)
受験申込手続
平成28年11月22日(火)までに次の書類を提出してください。
(1) 職員採用試験申込書(自筆すること)
※ホームページより入手してください。
<http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/>
(2) 添付書類
・大学の卒業証明書又は卒業見込証明書
・成績証明書
応募・照会先
〒092-0292 網走郡津別町字幸町41番地
津別町役場総務課庶務グループ ☎0152-76-2151
soumu1@town.tsubetsu.hokkaido.jp (照会・問合せのみ)
※受験の申し込みについては、郵送又は持参をお願いします。

津別町農業委員会委員 募集のお知らせ

現在の津別町農業委員会委員任期満了後の平成29年4月15日付で新たな委員を任命するにあたり、津別町では農業委員候補者を募集しています。
詳しくは津別町ホームページをご参照下さい。
<http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/>
推薦・応募受付期間
10月25日(火)～11月25日(金) ※役場休業日を除く
午前9時～午後5時
問い合わせ先
産業振興課農政グループ又は農業委員会事務局
☎76-2151 (内線261)

個人事業税・第2期の納期限は11月30日です

個人事業税は、道内に事務所(事業所)があり、事業を行っている個人に、その所得を基礎として課税される道税です。事業の所得から各種控除額を差し引いたものに、次の税率をかけて算出します。

第一種事業	物品販売業、不動産貸付業、飲食店業 など	5%
第二種事業	畜産業、水産業 など	4%
第三種事業	医業、理・美容業、クリーニング業 など	5%
	あん摩・はり・きゅう業 など	3%

オホーツク総合振興局から送付する納税通知書で、第1期(8月31日期限)と第2期(11月30日期限)の2回に分けて納めていただきます。
※年税額が1万円以下の場合は、第1期に全額を納めていただきます。

連絡・問い合わせ先

オホーツク総合振興局税務課
【課税に関すること】課税係 ☎0152-41-0613
【納税に関すること】納税係 ☎0152-41-0616

◆「虐待してしまふ家庭を追いつめないで見守って下さい」
子どもへの虐待については、虐待をしてしまう保護者の側にも、子育ての不安やいろいろな事情があり、家族全体が多面的な悩みを抱え、援助を必要としています。周囲から保護者だけへの一方的な非難は、かえって家庭を孤立させ、問題を悪化することがあります。私たちは社会全体で子どもを守っていかねばなりません。子どもを助けたと思う一報が子どもの命を救い家族全体を救うのです。

◆「つつけとの違いは？」
たとえ親などがしつつけと思っけていても、虐待かどうかは、その行為が子どもにとって有害かどうかで判断します。
◆「虐待してしまふ家庭を追いつめないで見守って下さい」
子どもへの虐待については、虐待をしてしまう保護者の側にも、子育ての不安やいろいろな事情があり、家族全体が多面的な悩みを抱え、援助を必要としています。周囲から保護者だけへの一方的な非難は、かえって家庭を孤立させ、問題を悪化することがあります。私たちは社会全体で子どもを守っていかねばなりません。子どもを助けたと思う一報が子どもの命を救い家族全体を救うのです。



《問い合わせ・連絡先》
●役場 保健福祉課 介護福祉グループ ☎76-2151 (内線277)
●北海道北見児童相談所 ☎0157-24-3498
●児童相談所全国共通ダイヤル ☎189
(一部のIP電話からはつながりません。通話料がかかります)

◆「虐待に気づいたり、次のようなことを見たり聞いたら、次の通告先までご連絡ください」
・身体的虐待「不自然な傷が多い」「叩く音や泣き声が聞こえる」
・ネグレクト「衣服や体がいつも極端に汚れている」「車内に子どもが放置されている」「小さな子どもを置いてしよつちゅう外出している」
・心理的虐待「しつつけの程度を超えて叱っている」「ことばによる脅し」
・性的虐待「子どもにわいせつな行為をしている(させている)」
など、不審なことがあれば、通告してください。

冬の交通安全運動

11月11日(金)～11月20日(日)

運動の重点

- 高齢者の交通事故防止
- 凍結路面等のスリップによる交通事故防止
- 飲酒運転の根絶

全道
統一行動日
11月11日(金)
セーフティ
コール



問い合わせ先
住民企画課 住民環境グループ
☎76-2151 (内線216)

11月は、児童虐待防止推進月間です

平成28年度標語『よこのべて あなたのその手 いちはやく』